



2019 年8月8日

各位

会 社 名 トーヨーカネツ株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳川徹
(コード番号 6369 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員 コーポレート本部
副本部長 柿原明
電話番号 (TEL. 03 - 5857 - 3153)

業績連動型株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、2019年5月14日付にて、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）および取締役でない常務執行役員以上の執行役員（以下、あわせて「取締役等」という。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）を導入することを決議し、本制度の導入について、2019年6月27日開催の第111期定時株主総会において決議されましたが、本日開催の取締役会において、本信託の詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

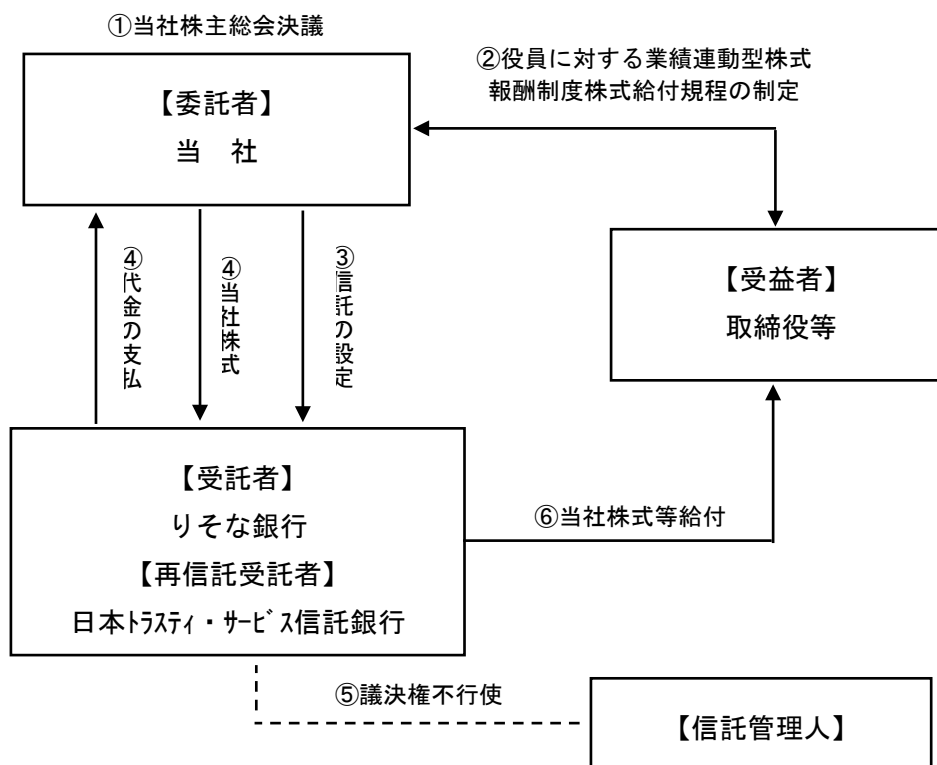
1. 本制度の概要

- (1) 名称 : 役員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (4) 受益者 : 取締役等のうち、役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- (6) 本信託契約の締結日 : 2019年8月26日（予定）
- (7) 金銭を信託する日 : 2019年8月26日（予定）
- (8) 信託の期間 : 2019年8月（予定）から本信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）

2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として 信託する金額 : 149,978,800円
- (3) 取得する株式の総数 : 84,400株
- (4) 株式の取得方法 : 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
- (5) 株式の取得日 : 2019年8月26日（予定）

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に関して、第 111 期定時株主総会において、役員報酬の承認決議を得ております。
- ② 当社は取締役会において当社株式等の給付に係る役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程を制定しております。
- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に係る議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程に基づき、各取締役等に対して対象期間中の所定の日、役位および業績目標の達成度に応じて事業年度ごとにポイントを付与します。役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与された累計ポイントに応じた数の当社株式等を給付します。その際には、納税資金確保の観点から当該ポイントの 50%に相当する数の当社株式については本信託内で換価した上で、当該換価処分金相当額の金銭を給付します。

以上